肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の参加者証をお持ちの方 治療<u>2月目から助成が受けられます</u>

V	✓ すべてにあてはまる方が助成対象です	
	B型・C型ウイルスが原因に よる肝がんや重度肝硬変の入院 治療または肝がんの通院治療※1 を受けている	一 年収約 370 万円以下
	保健福祉事務所で参加者証を 交付されている	□ 高額療養費の基準額を超える 月が過去24月で2月以上ある



1月目のカウント※2

入院または通院1月目

指定医療機関に臨床調査個人票 を作成してもらう



2月が連続する必要は ありません

2月目のカウント

1月目のカウント

入院または通院2月目

指定医療機関の窓口に 参加者証を提示する

自己負担1万円へ

助成対象月を含む過去24か月以内

!!注意!!

- ・会計の際、指定医療機関や薬局の窓口に毎回医療記録票への記載をお願いしてください
- ・高額療養費は医療保険者から給付されます。医療保険者によっては請求手続きが必要な 場合もあるので、くわしくは医療保険者にご確認ください
- ※1 通院治療は分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法、粒子線治療が対象です
- ※2 対象の疾患や治療の一部負担金が高額療養費を超えた場合カウントします





医療費の助成方法

入院の場合

参加者証を**指定医療機関窓口**に提示すると、自己負担額が**1万円**になります

- ※同一の月に1つの指定医療機関における1回の入院で 高額療養費算定基準額を超えると窓口負担1万円です
- ※参加者証を指定医療機関の窓口に提示できない場合は、 一部負担金を支払い、後日、保健福祉事務所に償還請求 をしてください

通院の場合

後日**保健福祉事務所**に償還払い 請求をすることで、自己負担額が **1万円**になります

高額療養費算定基準額と自己負担額1万円との差額を口座振込により助成

償還請求のながれ

指定医療機関 ・薬局



①支払い







保健福祉事務所への持参書類

- □ 医療費償還払い請求書
- □ 請求者の被保険者証、高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者写し
- □ 参加者証写し
- □ 医療記録票写し
- □ 償還請求の対象月に受診した全ての医療機関、薬局が発行した領収書、 診療明細書及び調剤明細書
- □ 振込先の口座番号等が確認できる資料 (通帳やキャッシュカード)
- □ 肝炎治療月額管理票写し(肝炎治療受給者証をお持ちの方のみ)

書類の提出はこちらへ

佐賀中部 保健福祉事務所

0952-30-1905

鳥栖 保健福祉事務所

0942-83-3579

唐津 保健福祉事務所

0955-73-4186

伊万里 保健福祉事務所

0955-23-5186

杵藤 保健福祉事務所

0954-22-2104